

こんにちは。

さて、今日は10回目です。

これで最終回になりますね。

お付き合いが今日で終わるのも、
なんだかさびしいですね。

まあ、僕なんかとの付き合いは、
早く終わった方が良いでしょうね。

債権を回収してね^^

では、最終回行きますね。

第10回

とにかく泣き寝入りしたくない
費用対効果なんて関係ない、許せない

それでは、早速、本題に行きますね。

まず一つお伝えしておきます。

個人間のお金の貸し借り

法人間のお金の貸し借りや
法人と個人のお金の貸し借り、
どんな場合にも当てはまります。

商売として行なっていないお金の貸し借りは、
貸金業法には違反しないんです。

貸金業法に違反しないというか、
貸金業法が適用されないんです。

ということは、
どういうことかわかりますか？

貸金業者は、この貸金業法で
厳しく債権の回収方法が定められています。

たくさんの禁止事項があるんです。

違反すれば、当然罰則もあります。

しかしですね・・・

商売でないお金の貸し借りは、
貸金業法が適用されないんです。

ということは、何でも出来るんですよ。

どんな回収方法をとっても、
許されるんですよ。

ですので、考え付くことを
全て行使してかまわないんです。

ただ、常識で考えてくださいね。

脅迫やストーカー行為など、
犯罪行為は駄目ですよ。

捕まってしまうからね。

では、考えられる全ての方法を考えていきましょう。

まずは、電話で債権回収ですよね。

電話ですと、
電話する回数を増やして行くことができますよね。

相手にプレッシャーを与えることができます。

留守電に入れることも出来ますよね。

また、朝駆け夜駆けの電話も効果的です。

家族がいるようでしたら、
家族にプレッシャーをかけるように電話も出来ます。

原則として、
保証人でない家族は、
いくら家族であっても無関係ですから、
露骨に詳しい内容を話してはいけませんよ。

そして、督促してはいけませんよ。

家族が後で債務者本人に聞くような・・・

そんな電話にしてくださいね。

あとは会社ですね。

もちろん会社の人に話してはいけませんよ。

これは貸金業法以前の問題ですからね。

会社に電話をすれば、
必ず債務者本人を捕まえることができます。

そして、すごい嫌がりますから。

ですので、
無理に会社の人に知られるような行動は、
しないほうがいいかもしれません。

やりすぎはダメですよ。

足元をすくわれてもまずいので、
ほどほどにしておいて下さい。

次は対面ですね。

対面だと、突然の訪問が一番効果がありますね。

驚かせたところで、交渉に持ち込む。

もしくは、家族に会うこともできるかもしれません。

そのときは、少し食い下がってくださいね。

もちろん、要件を言ってはいけませんよ。

「何処に行っているのか？」

「いつ帰ってくるのか？」

「携帯が繋がらないが、何処にかければつながるのか？」

「連絡が取れないが、取れる方法はあるのか？」

「代わりに、連絡を取ってもらえないか？」

など、明らかに家族が不審がるような事を聞いてみるのも手です。

家族は絶対に心配しますから。

もしかしたら、
家族から弁済があるかもしれません。

家族が自分から支払ってくるのは、
受け取って大丈夫ですからね。

これを代位弁済といいます。

ただ、絶対に保証人ではない家族に、
督促行為はしては駄目ですよ。

また、訪問した際に、
債務者本人がいない場合は、
置手紙をするもの効果があります。

来たんだな、ということを知らせるわけです。

また、交渉が出来るような場合には、
人の多いところで交渉してくださいね。

ファミレスとか良いかもしれません。

監禁って言われてもまずいので、
人気の多いほうが無難です。

また、人気の多い場所で、
声を少し大きく話したり、
泣いてみるのも効果的です。

いろいろやってみてください。

次は内容証明ですね。

債務者が実家で家族と住んでいるような場合には、
その実家へ内容証明を送るのも効果的です。

受け取るのは債務者本人でなくても良いわけです。

大体、奥さんやお母さんが受け取りますよね。

そしたら、間違いなく封を開けるんです。

家族が知らない場合には、
驚きますので効果があります。

また、裏技で、
高等裁判所の地下にある郵便局から出すという手もあります。

これは、郵便局の名前に、
「高等裁判所」っていう文字が入るんです。

単なる内容証明なんですが、
「高等裁判所」という文字の入った
印鑑を押してくれるんですね。

となると、
裁判所から送られてきた書類みたいに見えるんです。

ただの内容証明なんですが・・・

ですから、少しは効果があるかもしれません。

そして、最後は訴訟ですね。

訴訟は難しいとお考えでしょうか？

そんなことは無いんですよ。

やってみれば、
それほど難しいものではありません。

お時間があって、一人でやってみよう、
と思われるのであれば、
チャレンジしてみてもいいと思います。

前のメールで言いましたが、
ご自身で訴訟をするのであれば、
まずは訴状を作ってみる。

調べて、作ってみてください。

どんな程度のものでもいいんです。

とにかく作ってみるんです。

そして、それを裁判所に持って行き、
相談してみる。

何も作らないで裁判所に相談に行くと、
門前払いされますからね。

「弁護士さんに頼むとよいですよ。」みたいに・・・

間違っているでもいいですから、
まずは、ご自身で作ってくださいね。

それを持って裁判所の相談コーナーにいくと、
色々教えてくれるんです。

もしかすると、その場で訴状が出来上がるかもしれませんよ。

やってみてくださいね。

さて、どうでしょうか？

債権回収できそうでしょうか？

これで、この債権回収マニュアルは終わりです。

うまくいきそうでしょうか？

最後に一つだけお話をさせていただくと・・・

結論から言いますと・・・

あまり執着しないでください。

あまり無理をしないでください。

「MR. Kさん、言ってることが違うじゃないですか？」

そう言われるかもしれません。

僕が本当に言いたいのは・・・

あなたの体や心が・・・

壊れるくらいなら・・・

そんな債権回収はやめたほうが良いということなんです。

体や心が壊れるくらいなら・・・

こんなことやめて・・・

前向きなことを考えて、
生きた方がよっぽどマシです。

元気で前向きに働けば、
いくらでも稼ぐことができます。

ですので、無理だけはしないでくださいね。

それでは、本当に最後のエールです。

健闘を心よりお祈りいたします。

MR. Kとは

<http://profile.ameba.jp/kame-zimu/>

ご相談もいいですよ

<http://skaisyu.net/i-muryo.html>